

大規模水災害に適應した対策検討会

運営要領

(目的)

第1条 香川大学危機管理研究センターでは、大規模かつ広域的な災害発生を想定した四国地震防災基本戦略等の推進を目的とした地域継続計画(District Continuity Plan: DCP)を策定等するために「香川地域継続検討協議会」を設立し、現在活動している。

また、近年、地球温暖化などの気候変動により豪雨等の発生頻度が高くなってきている傾向にある。これにより、計画規模を上回る洪水(超過洪水)が発生する恐れが高まっている。

「大規模水災害に適應した対策検討会」(以下、「検討会」と言う)は、「香川地域継続検討協議会」と連携し、土器川で大規模河川氾濫が発生した際の被害想定や対策等及び「水災害に適應した強靱な社会」作りの方向性についてのとりまとめを目的とするとともに、香川県内における「水災害に適應した強靱な社会」作りの方向性のとりまとめに資するものである。

なお、土器川におけるとりまとめ結果については、香川地域継続検討協議会に提出するものとする。

(活動)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 土器川で大規模河川氾濫が発生した際の被害想定や対策等及び「水災害に適應した強靱な社会」作りの方向性についての検討に関する事。
- (2) 土器川流域住民の意見集約をするためのワークショップ開催に関する事。
- (3) その他、検討会の目的を達成するために必要な活動に関する事

(組織)

第3条 検討会は別表に掲げる団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外を追加することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 検討会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、香川大学危機管理研究センター長とする。
- 3 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が、構成員の中から会長代理を指名する。
- 5 会長代理は会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 会長は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 検討会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものと見なす。

3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、香川河川国道事務所計画課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

第8条 この運営要領は、平成25年5月14日から適用する。

別表(第3条関係)

香川大学 危機管理研究センター

香川県 中讃土木事務所

丸亀市

まんのう町

坂出市

善通寺市

宇多津町

琴平町

香川県防災士会

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所